集団住宅等の各戸検針及び各戸収納における

メーター設置基準

1　目的

この基準は、集団住宅等の各戸検針及び各戸収納に関する要綱に基づく給水にあたり、メーターの設置基準について必要な事項を定めることを目的とする。

2　用語の定義

この基準における用語の意義は、次の各号に定めるものとする。

（１）集団住宅等とは、貯水槽水道及び直結増圧式給水装置（以下、増圧装置という。）のある住宅専用建物又は住宅と店舗・事務所等が併設されている建物をいう。

（２）親メーターとは、集団住宅等において貯水槽水道及び増圧装置ごとに市長が設置したメーターをいう。

（３）子メーターとは、集団住宅等の各戸の装置に設置したメーターをいう。

（４）遠隔指示式装置とは、メーター指針を当該メーター設置場所から離れた場所で読み取るための設備で、通信機能付メーター、伝送線、集中検針盤及びこれらに付属する機器等により構成されるすべてのものをいう。

（５）所有者等とは、集団住宅等の所有者及び代理人又は総代人（泉大津市水道事業給水条例（昭和３３年条例第１２号。以下「条例」という。）に規定する管理人（以下「管理人」という。）を含む。）をいう。

（６）給水配管設備とは、受水槽及び増圧装置以下の上水を供給するための設備をいう。

（７）給水装置とは、貯水槽水道においては、市配水管の分岐から受水槽注入口の給水用具（ボールタップ等）までをいう。また、増圧装置で給水を行う場合は、市配水管の分岐から宅内各水栓までをいう。

3　適用の要件

各戸検針及び各戸収納を受けることのできる集団住宅等の要件は、貯水槽水道及び増圧装置で給水を行う３階以上の集団住宅等を対象とし、次に定める要件に適合したものでなければならない。

（１）集団住宅等の各戸の給水配管設備は、継続的な生活を営むためそれぞれ独立したものであること。

（２）給水装置は、市長の定める設備に適合していること。

（３）給水配管設備は、建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号）第１２９条の２の５に適合していること。

（４）管理人室及び集会所等独立した施設に給水設備を設けている場合は、それぞれに子メーターを設置していること。

（５）散水等共同で使用する水栓を設けている場合は、当該使用する水道メーター（以下

「共用メーター」という。）を設置していること。

遠隔指示式検針により検針を行う場合

（６）集団住宅等の形状がオートロックとなっており、住宅内において立ち入りが不可能で検針が不可能な場合は、住宅外で検針が可能な場所に集中検針盤を設置すること。

（７）子メーターは、エンコーダ方式又は電子式メーターとし、計量法（昭和２６年法律第２０７号）で定める形式承認を得たもので、有効期限内の８ビット通信電文方式（東京都　Ｖｅｒ　2.6A準拠）とする。

（８）集中検針盤は、自動呼出装置付集中検針盤で、ハンディターミナルに接続可能な装置を有し、将来自動検針可能なものであること。

遠隔指示式検針以外の形式により検針を行う場合

（９）子メーターについては、１年以上有効期間があるものとし、かつ、所有者等は、協定締結時において、子メーター等を市長に無償で譲渡すること。ただし、有効期間が１年に満たない場合は市の平型メーターを設置すること。

（１０）子メーターは、計量法（昭和２６年法律第２０７号）で定める形式承認を得た有効期限内のものであること。

４　メーター設置の形態

各戸、管理人室、集会室及び共用等部分に子メーターをそれぞれ１個設置する。この場合受水槽及び増圧装置に給水する親メーターを設置する。

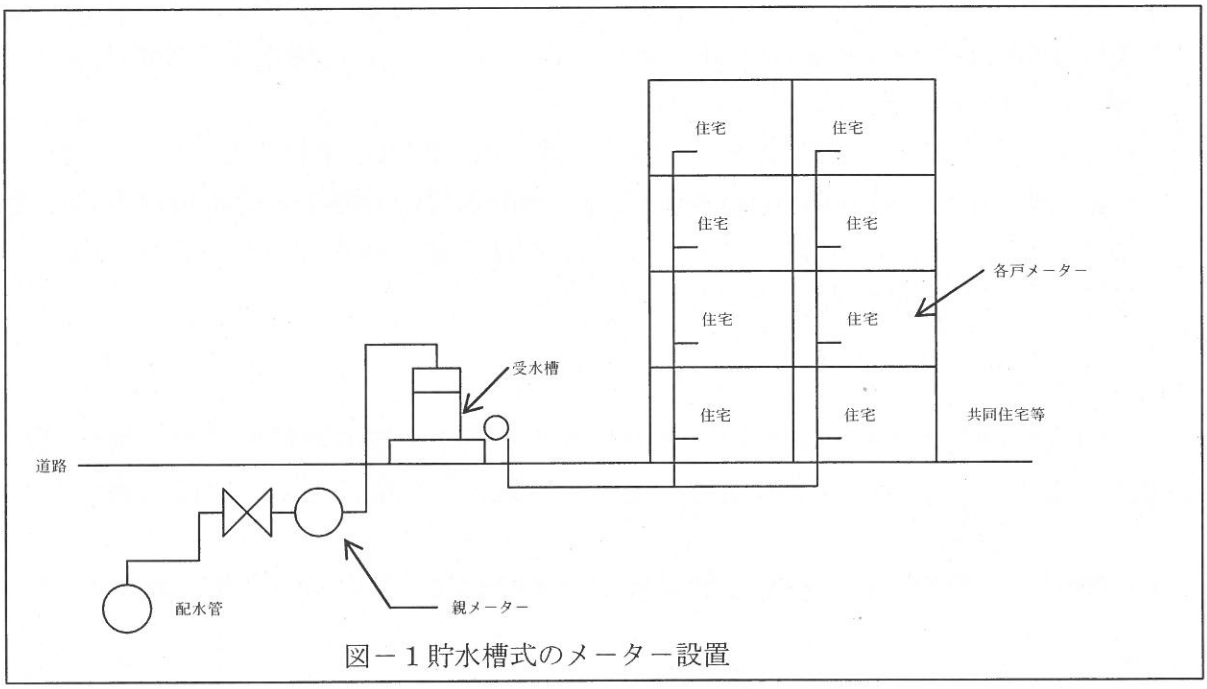

図－１貯水槽式のメーター設置

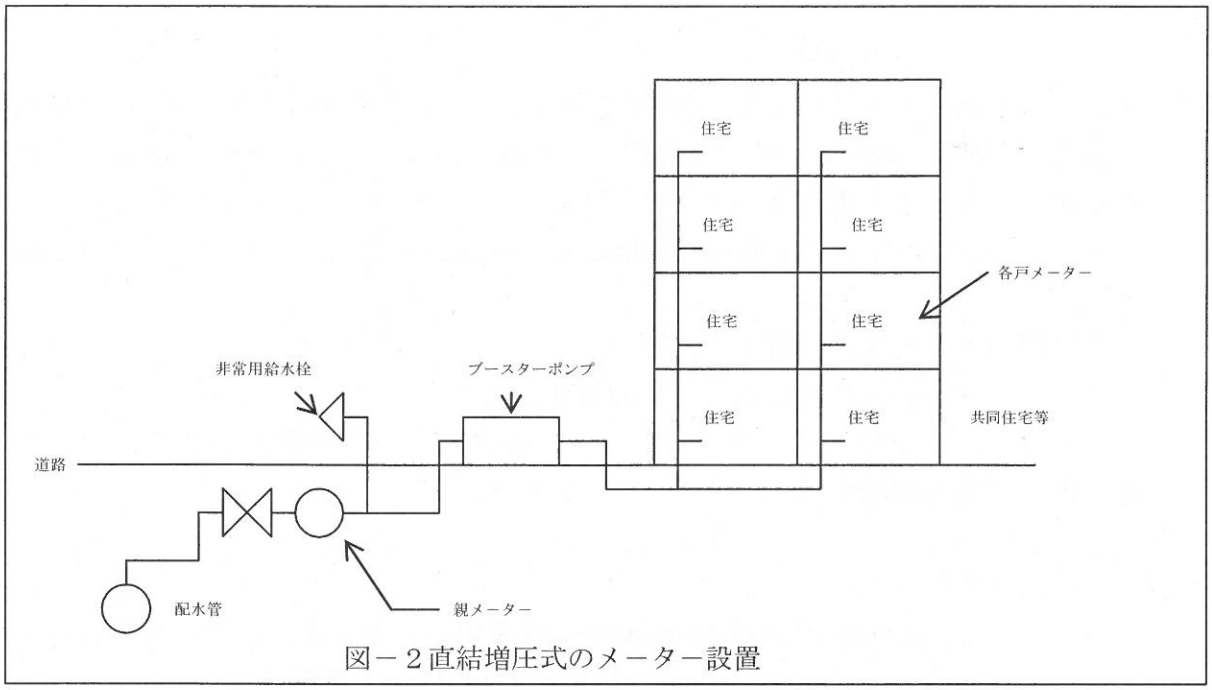

図－２直結増圧式のメーター設置

5　メーター周りの工事について

メーター周りの配管については、この基準のほか「給水装置工事施工基準」に適合する構造とし、メーター周りの配管については、建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号）第１２９条の２の５に適合していること。

6　メーター設置の原則

（１）メーターの口径

新設子メーターの最小口径は２０ｍｍとする。なお、既設で口径１３ｍｍの子メーターが設置されている場合は、この限りではない。

（２）部屋番号等

集団住宅等で各戸が独立した構造である場合は、各戸ごとに子メーターを付ける。また、子メーター設備には、部屋番号等を表示すること。

7　メーター前後の配管

（１）配管の材質

①使用する配管は、「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」（平成９年３月１９日厚生省令第１４号）に適合するもので、硬質塩化ビニルライニング鋼管、ポリエチレン粉体ライニング鋼管、ステンレス管、耐衝撃性塩化ビニル管、ポリエチレン管１種２層管等とする。

②金属管の範囲は、給水主管の分岐箇所からメーター下流側のパイプシャフト内の壁

面又は底面までとする。
③異種金属との接続には、異種金属管絶縁継手等を使用し、腐食の防止を施すこと。

（2）メーターユニットの設置
①新設の集団住宅等において、市の平型メーターを設置し各戸検針及び各戸収納を行う場合や、既設の集団住宅等で遠隔指示式検針及び親メーター検針から各戸検針及び各戸収納に変更する場合は、メーターユニットを取り付けるものとする。
②メーターユニットは、圧着式の構造とし、市長が承認したものとし、次のとおり設置すること。
ア．原則として床に設置すること。
イ．メーターが水平になるように設置すること。
③パイプシャフト内にメーターユニットの設置スペースが確保できないなどの場合は、別途市長と協議する。

8　施工上の留意事項
（1）メーターは、給水栓より低位かつ水平に設置すること。また、メーター周りについては、幅６００㎜、奥行４００㎜、高さ４５０㎜以上を確保すること。
（2）メーター部分の配管は、原則パイプシャフトの扉面に平行とすること。
（3）配管の振れ止めを取り付けること。
（4）メーターユニットをアンカーボルトで床に固定するときには、防振ゴム等を使用し、ユニットを直接床面に密着させないこと。
（5）メーターユニットにメーターを取り付ける場合は、漏水が生じないよう確実に取り付けるとともに、製造メーカーの取扱説明書も参照すること。
（6）メーター前後には計量に影響を及ぼすような器具等を設置しないこと。
（7）パイプシャフト内では、他の配管、機器などにより検針及びメーターの取替えに支障がないようにすること。
（8）パイプシャフトの扉の施錠を要する場合は、検針時等には管理人が事前に開錠しておくこと。
（9）メーターは極力パイプシャフト開口部の中央付近に設置すること。
（１０）メーターが凍結するおそれのある場合は、凍結防止用の保温カバーを設置すること。

9　補　則
この基準に定めのない事項については、市長が別に定める。

１０　附　則
この基準は、平成２０年４月１日から適用する。
この基準は、平成２５年４月１日から適用する。

メーターユニットの一例

メーターユニット

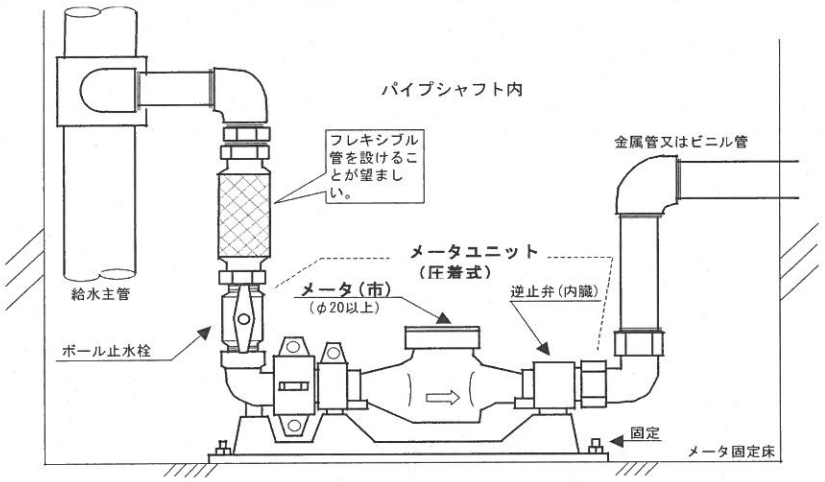

備考：メーターユニットとは、メーター前後に使用する止水栓、逆止弁、メーター接続器具等を金属製の台座上に取付け一体化したもの。